

住宅政策本部情報共有システム実施要領

(目的)

第1条 この要領は、東京都住宅政策本部が発注する工事において、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的として情報共有システムを活用するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

(3) 発注者

受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主に指す。なお、検査員や発注課所の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(4) 工事帳票

「東京都建築工事標準仕様書」又は「東京都電気工事標準仕様書」、「東京都機械工事標準仕様書」、「東京都土木工事標準仕様書」の最新版で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」、「確認」等の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、情報共有システムによる書類等の提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した書類等は「署名・押印」がなくても有効とする。

(対象工事)

第3条 住宅政策本部発注の工事を対象とする。

2 情報共有システムの活用は、受注者からの希望により、受発注者の協議の上で実施する。

(対象とする工事帳票)

第4条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、受注者等提出書類処理基準及び同実施細目に定める全ての様式とする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第5条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。ただし、現場の通信環境などの状況によっては、システムによらない決裁も可能とする。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理した工事帳票等は電子データを利用した検査を原則とする。

(情報共有システムの選定)

第7条 本実施要領において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を原則満たすものとする。

- (1) 情報共有システム提供方式はASP (Application Service Provider) 方式
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」で求める機能
- (3) システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの

2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定するものとする。

(費用)

第8条 情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、最終の契約変更確定時に共通仮設費へ積み上げ計上し、変更契約を行うものとする。

2 土木工事・土木設備工事に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれるものとする。

(データ保管)

第12条 工事施工中、受発注者は「情報共有システム」内の電子データを保存し、適切に保管を行うものとする。

2 工事完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行うものとする。

(その他)

第13条 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

附 則（令和6年3月21日付5住住技第527号）

この要領は、令和6年3月21日から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日付 7 住住技第 627 号）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。